業務負担増とならないよう必要な措置を講ずること及び労働環境の改善に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や、多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制で効果的・効率的な運営を行うことが必要と考えている。この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間の活力を導入することとし、調理業務の民間委託化を実施している。

また、安全安心な給食を提供するためには、給食調理場を衛生的に保つことが必要であり、緊急性の高いものから施設設備の改修に努めている。今後とも、関係課との連携を図りながら、適切な施設改修に努めていきたいと考えている。

交野支援学校四條畷校の給食については、平成22年度の開校時から給食提供をするため、市立学校給食センターから提供を受けることとしたもの。

定数改善や兼務解消など、栄養教職員の負担軽減に関する項目

栄養教諭・学校栄養職員については、義務標準法による定数を基礎として、本府の定数状況を勘案の上、配置している。

文部科学省では、平成28年度概算要求において、教職員定数の戦略的充実を図るため、アクティブ・ラーニングによる授業の革新、諸課題への対応及び、チーム学校の推進に必要な3,040人の定数改善が計上され、共同調理場における栄養教諭等の配置充実として、配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育委員会としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

年度当初や年度中に予測できなかった欠員が生じた場合には、臨時的任用職員をもって充てているところ。

正規栄養教諭の採用に関しては、今後の定数動向・再任用職員数等を踏まえ、新規採用者を確保していく。

今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

栄養教諭・学校栄養職員の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望をしてきたところですが、引き続き要望してまいりたいと考えている。

また、加配措置を行っている学校に対しては、全ての学校ではありませんが学校訪問を行っており、その際にも校内体制の整備や、市町村教育委員会のサポート体制等について、必要に応じて指導・助言を行っている。

食物アレルギーに対するガイドラインの作成などの負担軽減に関する項目

食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、文科省からの通知を受け、平成２６年３月に公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応を行うよう通知をしたところ。

また、平成２７年３月には、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」や「学校におけるアレルギー疾患対応資料（ＤＶＤ）」などの送付があったことを受け、アレルギー疾患対応に活用するよう通知したところ。

なお、現在、医療関係者及び学校・教育行政等の職員等による委員会を設置し、アレルギー対応等に関する調査研究を行うとともに、ガイドライン等の策定に向けて検討しているところ。